

# 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

## ケアハウス湯山安立 運営規程

### 第1章 施設の目的及び運営の方針

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭徳会が開設するケアハウス湯山安立(以下「事業者」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業者の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態であっても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業者の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態であっても、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウス湯山安立
- (2) 所在地 愛知県高浜市湯山町5丁目7番地5
- (3) 特定施設の類型 混合型

### 第2章 職員及び職務

#### (職員)

第4条 事業者は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成29年6月1日厚生労働省令107号)に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- (1) 管理者 1名(計画作成担当者兼務)
- (2) 生活相談員 1名以上(常勤換算)
- (3) 看護職員 1名以上(常勤換算)
- (4) 介護職員 8名以上(常勤換算)
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
- (6) 計画作成担当者 1名以上
- (7) 栄養士 1名
- (8) 調理員 1名以上

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて他の職員を置くことができる。

#### (職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めるものとする。

- (1) 管理者は理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括するとともに、老人福祉法及び介護保険法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。管理者に事故等あるときは、予め管理者が定めた職員がその職務を代行する。
- (2) 生活相談員は、入居者又はその親族に対しての生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか、その他の保健医療福祉サービスの提供者との連携を図る。
- (3) 看護職員は入居者の健康管理、医療機関との連携支援を行う。また、事業所内の衛生管理及び職員の健康管理も担う。
- (4) 介護職員は、入居者の日常生活の支援ならびに介護、援助に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、入居者に対して心身機能の維持・向上のための機能訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者は特定施設サービス計画等の業務を行う。
- (7) 栄養士は、入居者に提供する食事の管理、栄養指導に従事し、安全な食事の提供のための調理上の衛生管理等も行う。
- (8) 調理員は、安全な食事提供を行う。

#### (サービスの基本)

第6条 職員は、社会福祉法人昭徳会の職員就業規則(以下「就業規則」という)を遵守するとともに、常に自己の研究を怠らず、入居者の処遇向上に専念しなければならない。

2 職員は、それぞれの職種の特性に応じた業務に従事するとともに、職員相互の連携を強化し、円滑な業務の推進に努めなければならない。

#### (会議)

第7条 入居者が快適で心豊かな生活が営める条件整備のため、全体会議その他の会議等を置く。

- 2 全体会議の運営については、管理者が別に定めることができる。
- 3 職員会議は施設の円滑な運営を図るため、原則として毎月 1 回以上開催する。
- 4 前項に定めるもののほか、必要に応じ職種別等の会議を開催することができる。この場合、予めその目的等について管理者の承認を得なければならない。又、会議の経過等必要な事項については速やかに管理者に報告しなければならない。

### 第 3 章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容)

第 8 条 要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であっても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう次のサービスを提供する。

(食事の提供)

第 9 条 事業者は入居者に対し毎日 3 回の食事を提供する。

2 食事の時間は次の通りとする。

- (1) 朝食 7 時 30 分～ 9 時 30 分
- (2) 昼食 12 時 00 分～14 時 00 分
- (3) 夕食 18 時 00 分～20 時 00 分

但し、行事及び事業者の事業に応じ変更することができる。

- 3 食事の場所は原則として食堂とする。但し、体調不良等により食堂での摂取が困難と認め、かつ入居者に食欲があり安全であると判断できる場合は、居室での摂取を認めるものとする。
- 4 献立表は原則 7 日ごとに掲示する。
- 5 職員は交代で検食を毎食前に行い、これを記録する。
- 6 厨房、食品貯蔵室、厨房専用便所は関係者以外の立ち入りを規制し、特に清潔保持に努め安全に使用できるよう管理することとする。
- 7 前項に定める場所に立入る者は、毎月 1 回以上検便検査を受けなければならない。

(排泄介助)

第 10 条 入居者の状態に応じて、定期的な声掛けなどを行い、できる限り排泄の自立を目指した介助を行う。

(入浴介助)

第 11 条 入居者の入浴については、施設内に設けた入浴設備を利用して、1 週間に 2 回以上適切な方法により入浴又は清拭を行うことができるよう援助する。

(身辺介助)

第 12 条 入居者の心身の状態に応じて以下のサービスを行う。

- ① 体位変換
- ② 居室からの移動
- ③ 衣類の着脱
- ④ 整容介助
- ⑤ 移乗介助
- ⑥ その他入居者の生活に付随するサービス

(巡回)

第 13 条 日中及び夜間に定期的に巡回し、安全を確認する。

(健康管理及び治療への協力)

第 14 条 看護職員等は、入居者の健康管理のために情報共有し以下の管理等を行う。

- ① 定期健康診断及び予防接種の機会を提供する(1 回/年)
- ② 服薬管理を希望された場合は行う
- ③ 日常の健康管理を行い、医療が必要な場合は協力医療機関及び主治医、各関係医療機関等への受診・往診・入院等の手配を行う
- ④ 緊急時の対応は別途定める

(機能訓練)

第 15 条 機能訓練指導員のもと、定期的に機能訓練の機会を設け、入居者が自立した生活を営むことができるよう以下のサービスを提供する。

- ① 心身機能の考察
- ② 機能訓練計画を個々に作成する
- ③ 個別の機能訓練を実施する。必要に応じて福祉機器等の紹介や使用方法の説明及び環境改善の指導を行う
- ④ 入居者の生活維持を目標に、その他の支援及び残存機能の潜在能力を高める訓練全般を行う

2 入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービス内容を記載した特定施設サービス計画を策定する。

3 特定施設サービス計画に基づき、入居者又はその親族に対しサービスの提供方法について説明を行い、同意を受けるものとする。

(相談及び援助)

第 16 条 事業者は、入居者又はその親族に対して、各種相談に応じるとともに、余暇の活用など必要な助言その他の援助を行う。

2 入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、本人からの届出及び同意に基づき施設が代わって行うことができる。

(協力医療機関等)

第 17 条 事業者は、入居者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。

2 事業者は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(特定施設サービス計画の作成)

第 18 条 事業者の管理者は介護支援専門員に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成担当者」という。)は適切な方法により、入居者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。

3 計画作成担当者は、入居者又はその親族の希望及び把握した課題に基づき、特定施設サービス計画の原案を作成する。原案は多職種と協議の上作成し、サービス目標と達成時期、サービス内容及びサービス提供の上での留意すべき事項を記載する。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の内容について入居者に説明し同意を得る。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても多職種との連携を継続し、実施状況を把握する。

(サービスの取り扱い方針)

第 19 条 事業者は、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、生活機能の維持向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービスを提供するに当たって、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容を確認する。

3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮する。

4 事業者は、サービスを提供するに当たっては、入居者又はその親族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいよう説明する。

5 事業者は、職員がサービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

7 事業者は、身体拘束適正化検討委員会を設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体拘束等の適正

化のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。また、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施する。

(利用料及びその他の費用)

第20条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。(別表1 ケアハウス湯山安立 特定施設利用料金表)

2 前項の支払を受ける額のほか、別表2のとおり、「軽費老人ホーム ケアハウス」の国の基準に基づきサービスの提供に要する費用、生活費および管理費を徴収する。

3 上乗せ介護費用は職員の人員配置を「特定施設入居者生活介護」の基準3:1の人員配置を上回る介護体制を確保し、介護保険給付対象費用外として別に介護保険給付単位数に消費税を加えた数の1割相当とする。消費税の変動に合わせて変更とする。

4 介護保険の対象とならず、入居者が負担すべき費用は別表3のとおり、費用を徴収する。

(利用料の変更等)

第21条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその親族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得る。

#### 第4章 入居者の資格及び入退去

(入居定員及び居室数)

第22条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) ケアハウス湯山安立の定員30名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は30名とする。

(入居者の資格)

第23条 施設に入居できるものは、次の(1)から(5)のすべてに該当する者に限る。

- (1) 年齢が60歳以上で要介護認定を受け、要支援1から要介護5の認定があるもの。
- (2) 自立した生活に不安のある方、もしくは親族と同居することが困難な方。
- (3) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活に適応できる方。
- (4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な方。
- (5) 身元引受人と連帯保証人(兼任可能)又は法定代理人が得られる方。

(入居契約の手続き)

第 24 条 入居契約は、入居予定者・身元引受人・施設の契約担当者の三者で行う。

2 契約日より実際の入居日が 30 日を超える場合は、入居の承認を取り消す。

3 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその親族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第 25 条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(身上変更の届出)

第 26 条 入居契約書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに施設に報告する。

(退居)

第 27 条 入居者が次の各号の一に該当する場合には、利用契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者又は身元引受人から解約の申し入れがあり、退居予定日の 30 日以上前に、施設の定める退居届を施設に提出しこれを受理したとき。
- (3) 次条の規程により施設から利用契約を解除したとき。

(利用契約の解除)

第 28 条 管理者は、入居者が次の各号の一に該当すると認められた時は、利用契約を解除することができる。

- (1) 不正又は虚偽の申告によって入居したとき
- (2) 正当な理由なく利用料を 2 ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき
- (3) サービスの提供に要する費用の負担額決定に際し、虚偽の届け出を行ったとき
- (4) 身体的若しくは精神的疾患等の変化により、施設において通常想定される対応範囲を超える介護・医療等の行為が必要とされるとき
- (5) 問題行動等で他の入居者に迷惑を及ぼし、他の入居者の平穏な生活を著しく阻害する行為が認められるとき
- (6) その他前各号に準ずる状態にあり、共同生活を継続することが困難と認められ、施設生活が著しく不適当とおもわれる事由が生じたとき
- (7) 入居者の生活を継続するために施設からの助言、指示等について、身元引受人が拒否される等、施設運営を著しく阻害する行為が認められるとき

2 前項の契約解除後、入居者が施設を退去するまで 30 日間の猶予期間を置くものとし、この間に施設は、必ず入居者及び身元引受人と話し合い、入居者の転居先の有無について確認し、転居先がない場合には、入居者及び身元引受人その他関係者と協議し、入居者の移転先確保について協力するものとする。

3 入居者及び身元引受人が前項の話し合いに応じず、施設と協力できない場合には、第 2 項の猶予期間満了後、遅滞なく居室を明け渡すものとする。

4 管理者は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合具体的に理由を文書により通知する。

(死亡)

第 29 条 管理者は、入居者が死亡したときは身元引受人に連絡しなければならない。

2 前項の連絡を受けた身元引受人は、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

## 第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(基本原則)

第 30 条 入居者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。また、施設はサービスの提供にあたっては、入居者又は身元引受人に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

(入居者心得)

第 31 条 入居者は、共同生活の秩序を維持するため積極的に協力するものとする。

2 入居者は、他の入居者や地域の住民と相互に信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を傷つけることのない言動を取らねばならない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 32 条 生活相談員等は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 感染症の疾患等の入居者に関しては、入居できない場合があることとする。
- (2) 危険なもの、公序良俗に反する物の持ち込みは禁止とする。
- (3) サービスの提供を受ける際には、職員の必要な指示に従うこと。
- (4) 原則的に入居者が自宅等で使用していた身の回りの物を、入居の際に持参することとする。
- (5) 家族連絡会等の設置により、事業者とその家族との連携が図れるよう協力すること。
- (6) 他の入居者の生命・財産等、危険が脅かされる行動等が発生したと判断された場合には、退去していただくこともあることとする。
- (7) その他、事業者の定める規定に従うこと。

## 第6章 緊急時・非常時の対応

(緊急時等における対応方法)

第33条 生活相談員等は、指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じることとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生時の防止のための委員会及び職員に対する研修(年2回以上)を定期的に行う。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

2 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

3 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。但し、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第35条 事業者は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施する。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

4 平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

## 第7章 職員の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第36条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を順守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

#### (感染症対策)

第 37 条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年 2 回以上)実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (5) 平時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

#### (職員の質の確保)

第 38 条 事業者は、職員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行う。

- (1) 認知症の入居者への対応及びケア
- (2) 入居者のプライバシー保護
- (3) 食事介助
- (4) 入浴介助
- (5) 排泄介助
- (6) 移動介助
- (7) 清拭及び整容
- (8) 口腔ケア

2 事業者は、入居者に対する処遇に直接携わる職員のうち介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 職種別研修 年 1 回

(個人情報保護)

第 39 条 事業者及び職員は、業務上知り得た入居者又はその親族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその親族に秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。

4 事業者は、個人情報保護法に則り、個人情報を使用する場合入居者及びその親族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

## 第 8 章 その他

(地域との連携)

第 40 条 事業者の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第 41 条 事業者は、入居者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定める。

2 事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第 42 条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(苦情処理)

第 43 条 事業者は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずる。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業者は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、愛知県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、愛知県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第 44 条 事業者内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(虐待の防止のための措置)

第 45 条 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント対策)

第 46 条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他)

第 47 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。